

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底について

令和4年6月9日に開催された第135回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」が改定されたことを受けて、本学における取組についても下記のとおり一部改定（下線部改定）しますので、全教職員及び学生においては、一人ひとりが気を緩めることなく基本対策の徹底をお願いします。

なお、学生については、学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をお願いします。

記

1 基本対策として取り組むこと

(1) 一人ひとり基本的な感染対策を徹底すること

場面に応じた正しいマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底、こまめな換気やソーシャルディスタンスの確保、健康ダイアリーによる毎日の健康観察など
(マスク着用の考え方は、以下、厚生労働省ホームページを参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

(2) 発熱や喉の痛みなど症状がある場合は登校・出勤を控え、かかりつけ医や受診・相談センターに早めに受診・相談すること

(3) 感染が疑われる場合や接触確認アプリ（略称：COCOA）で接触可能性の通知があった場合は、受診・相談センターや教職員は所属長に、学生は学生担当課（室）に連絡するなど適切に対応すること

(4) PCR検査等を受検した場合は必ず、教職員は所属長に、学生は学生担当課（室）に連絡すること

(5) 会食時は、感染リスクに十分に注意し、感染対策の徹底された飲食店を利用すること 体調不良時の飲酒やテーブル間の移動、深酒・長時間の飲酒、大声やマスクなしでの会話などを控える

(6) 旅行や帰省等、移動する時は、自身の体調管理や移動先の感染情報把握などを含め、感染防止対策を講じること

※接種の順番を迎えた際は、新型コロナワクチンの接種をお願いします。

2 子どもの感染拡大防止重点対策として取り組むこと（6月12日で終了）

学校などによるクラスターは多発していることから、家庭内においても上記1の基本対策を徹底し、子どもによる感染を拡げないように努めること

3 職場として取り組むこと

(1) 職場内の感染防止対策を徹底すること

手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気、出勤時の健康チェック（所属の教職員の健康ダイアリーの確認）など

(2) 時差出勤・在宅勤務やオンライン会議などの活用し、職員同士を含めた人との接触機会の低減を図ること（時差出勤・在宅勤務について附属病院勤務職員は、この限りではない）

(3) 業務継続計画（BCP）などを確認し、優先順位が高い業務において未処理や遅滞などが発生しないように努めること

(4) イベントは、感染防止対策を徹底し、県の定める要件に従い開催すること

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

4 本学学生として取り組むこと

学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をとること

令和4年6月10日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 竹之下 誠一